

平成 20 年度予算執行方針

長和町 企画財政課

◆予算執行の 4 つのルール

■町民から喜ばれる事業完了を目指す。

- 予算の範囲内で最大の効果を上げるよう創意工夫する。

■予算（財源）が余ったら返す。

- 余ったからといって、安易に流用をしないようにする。

■自己の家計に置き換える。

- 自分の金だから好きに使えるという意味ではない。

■不注意による支出をなくす。

- 自分の管理部署にかかわらず、職員全員でチェックしあうことでメンテナンス不足による機器の故障等の事故を未然に防ぐ。

◆◆◆ 浪費は最大の敵、倹約は最大の美德である。 ◆◆◆

◆財政状況

平成 18 年度決算は合併後初めての通年予算による決算であり、この決算に基づき、経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率の財政指標で財政状況を分析すると、経常収支比率は、86.0%で、17年度の85.7%を0.3%上がり、財政の硬直化が進行していることが示されている。財政力指数は、0.240で17年度の0.230を0.01ポイント向上したが、18年度の長野県下の町村の平均が0.349であるので、本町の自主的財政力が依然として乏しい結果を示している。実質公債費比率は、18.5%で、基準値の18%を0.5%超過しているため、地方債を発行する場合は許可が必要となっている。

また、町債残高は、平成 18 年度末で一般会計、特別会計を合わせて、およそ 130 億円（町民一人当たり約 175 万円）、基金の平成 18 年末の現在

高は、およそ 26 億円（町民一人当たり 35 万円）である。

◆平成 20 年度予算

平成 20 年度予算は、合併 3 周年記念式典、県の合併交付金を財源とする町民憲章等の制定事業、国の合併補助金事業として進める長和町全体の地形図整備事業、住民の一体感醸成のための事業に要する経費を積み立てる長和町新町一体感醸成基金への積み立て、前年度から進めている合併特例債を活用したまちづくり交付金事業、町民参画の推進事業である町民手づくり事業の継続など融和を図るための事業、教育施設の耐震補強工事などを重点に編成するとともに福祉、保健、医療や教育が滞ることがないよう配慮した予算とした。

しかし、歳入の減収分を財政調整基金及び減債基金からの繰入金で補うもので、前年度以上に厳しい財政状況となっている。

また、地方公共団体財政健全化法による財政指標の公表が平成 19 年度決算から、「財政健全化計画」の策定の義務付けが平成 20 年度決算から適用されることを踏まえ、将来に向け安定的な財政運営を確保できるよう一層の改革を進めるとともに、こうした財政状況を常時念頭に置き、事業を執行するにあたっては、改めて財源を見つめ直すなど不断の努力を行うものとする。

◆予算執行における基本事項

- ① 予算編成方針に則り予算を執行する。
- ② 予算執行に当たっては、ひとりひとりが自分のこととしてしっかり受け止め、言動には責任を持って事務事業を執行する。
- ③ 予算執行計画を基に、全職員が一丸となり今まで以上に冗費の節減に努める。
- ④ 行政も住民の税金等による経営であり、住民へのサービス業である

ことを自覚し、常に町民の目線に立ち、合併効果を追求し、住民の期待にピンポイントで応えること。

■ 事務事業の執行

事業の実施にあたっては、目的、内容、方法、効果など事業の意図を町民へ十分説明をし、理解を得るとともに、よく要望を吟味し、関係部局及び関係機関と連携を図り万全な態勢で円滑な事業の推進を図る。

事務事業全般について、予算成立後は迅速かつ計画的に、また事業内容（特に設計内容、工事内容、委託内容等）を充分把握しながら執行し、早期竣工に努める。

■ 留意事項

1 歳入に関する事項

町税、使用料及び手数料の徴収に当たっては、年間の目標、月間目標、週間目標を定めるなどして、それぞれの目標数値をクリアするため最善を尽くし、未収金の整理と収納額の向上を図ること。

また、事業ごとの補助制度を熟知するとともに、国、県の施策の動向を常に注視しながら、可能な限りの有利な財源の確保に努める。

2 歳出に関する事項

年度途中の補正は、制度の改正を伴うもの及び災害関連経費等、真にやむを得ないものについてのみ行うこととし、一般的な補正は行わないことを大前提とする。特に場当たりの補正は厳に慎むこと。

計上された予算についても執行においてなおその節減に努める。

以上